

【発電側課金制度に係るFAQ】

制度概要	
発電側課金の制度概要について教えてほしい。	高度成長期に敷設された電力網が経年劣化により大量に修繕・取替が必要になることに加え、再エネ導入拡大等により系統連系ニーズが高まり、多額の送配電関連費用が必要になってきている状況を鑑みて、系統を効率的に利用するとともに、再エネの導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うため、現在、小売事業者が全て負担している送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、需要家とともに系統利用者である発電者にも負担を求めることで、より公平な費用負担を図るものです。
発電側課金制度はいつから開始されるか。	2024年4月より開始される制度です。（4月の検針日以降）
どのような電源が発電側課金の対象となるのか。	（10kW未満の場合）当面の間は対象外となります。 （10kW以上の場合）系統に潮流させている全ての電源が対象となります。  FIT・FIP認定を発電側課金制度の開始前に取得し、かつ調達期間が満了していない電源と、無償逆潮流の電源以外は全て課金対象となります。 但し10kW未満については当面の間は請求対象外となりますが、最大受電電力10kW以上の契約超過となった場合、当該月については請求対象となります。
なぜ10kW未満については当面の間は請求対象外なのか教えてほしい。	同時最大受電電力が10kW未満と小規模な電源（例：住宅用太陽光発電）であり、実際の逆潮が10kW未満の場合は、他の電源に比べて送配電設備の維持・運用に係る追加費用を大きく増やすことは一般的には考えられず、当面の間、請求対象外となっています。
料金に関する内容	
発電側課金額の適用単価（基本料金・電力量料金・A/B割引）について教えてほしい。	単価は、当社の託送供給等約款にてご確認ください。 <a href="https://www.energia.co.jp/nw/service/retailer/consign/agree/clause.html">https://www.energia.co.jp/nw/service/retailer/consign/agree/clause.html</a>
ひと月全く発電しなかった場合でも課金対象となるのか。	課金対象となります。課金料金の算定については、基本料金を半額といたします。
需要側kWが発電側kWより大きい場合は、kW課金は"ゼロ"となるのか。	発電側の契約kWを需要側の契約kWが上回る場合は、発電側課金の基本料金（kW課金分）は0となりますが、電力量料金（自家消費分を除いて系統に逆潮した発電電力量のkWh課金分）は対象となります。
課金対象のFIT電源に経済的出力制御がかかった場合、どのように課金されるのか。	・kWh課金における発電電力量は、通常の場合は実績値（メーター計量値）を使用するが、FIT電源について経済的出力制御が行われる場合は、実質的な系統からの受益を鑑みFIT調達価格での買取対象となる発電電力量（オンライン代理制御分を加味）を対象とします。 ・経済的出力制御が行われた際の買取代金の算定方法は以下のとおりです。 - オンライン電源：計量値に基づく売電収入+代理制御に基づくみなし発電量に対する対価（買取代金） - オフライン電源：計量値に基づく売電収入-代理制御時間帯の買取代金相当 ・オンライン代理制御における買取代金支払いの仕組みと同様、kWh課金はいったん計量値で請求し、買取対象電力量の判明後に代理制御分を加味した精算を行います。
ご請求・お支払いに関する内容	
課金料金の支払い（相殺以外）は、どのように支払するのか。	当社から直接請求する場合は、金融機関等でお支払いできる請求書または振込票を送付いたしますので、そちらにてお支払いください。 なお、発電契約者さまから請求される場合は発電契約者さまへご確認ください。
課金料金（手数料等は除く）が発電契約者から請求される場合と、中国電力NWから請求される場合で金額は異なるのか。	どちらの場合でも金額は同額となります。
中国電力NWからの直接請求の場合、振込手数料の負担は支払者（発電者）か。	振込手数料は原則として支払者（発電者さま）のご負担となります。
発電側課金を支払わなかった場合の扱いについて教えてほしい。	発電側料金の支払期日までに料金をお支払いいただけない場合、当社から発電契約者さままたは発電者さまに対して、系統連系受電契約を解約する旨および発電BGから除外する旨を通知し、それでもなおお支払いいただけない場合には、系統連系受電契約を解約させていただきます。
割引制度について	
系統設備効率化割引区分とは何か。	電源が送配電設備の整備費用に与える影響を課金額に反映させるものであり、基幹系統の将来的な投資を効率化し、送電ロスを削減する効果のある電源について、発電側課金を割引引く割引Aと、特別高圧系統の将来的な投資を効率化する効果のある電源について、発電側課金を割引引く割引Bと区分します。
なぜ連系する変電所に応じて割引が変わるのか。	・電源が送配電設備の整備費用に与える影響を課金額に反映させ、潮流改善に資する電源投資を旨とするという発電側課金制度の趣旨のもと、基幹系統に与える影響に着目した割引Aと、配電系統に接続する電源を対象とし特別高圧系統に与える影響に着目した割引B（特別高圧系統投資効率化割引）が設定されています。
A/B割引は併用して適用可能か。	A/B割引の対象変電所に該当すれば併用して適用となります。